

令和4年10月3日

沖縄県環境整備センター株式会社 御中



騒音：計量証明事業沖縄県知事登録第22号  
振動：計量証明事業沖縄県知事登録第36号  
株式会社 沖縄環境保全研究所  
沖縄県うるま市字州崎7番地11  
TEL(098)934-7020(代)  
環境計量士 角 一人

## 計 量 証 明 書

今般、測定依頼を受けました計量結果は下記のとおりであることを証明いたします。

### 記

- 計量の対象：騒音レベル 振動レベル
- 測定年月日：令和4年8月30日午前8時～令和4年8月30日午後7時
- 測定地点：名護市字安和2045番1 沖縄県環境整備センター(株)最終処分場  
「安和エコパーク」 敷地境界
- 計量の方法：JIS Z 8731(騒音レベル測定方法) JIS Z 8735(振動レベル測定方法)
- 計量の結果：表-1-1、表1-4のとおり

## 騒音・振動調査

### 調査日時

令和4年8月30日(火)午前8時から8月30日(火)午後7時まで実施した。

### 測定地点

沖縄県環境整備センター株式会社 最終処分場「安和エコパーク」敷地境界  
調査地点図を図1-1に示す。

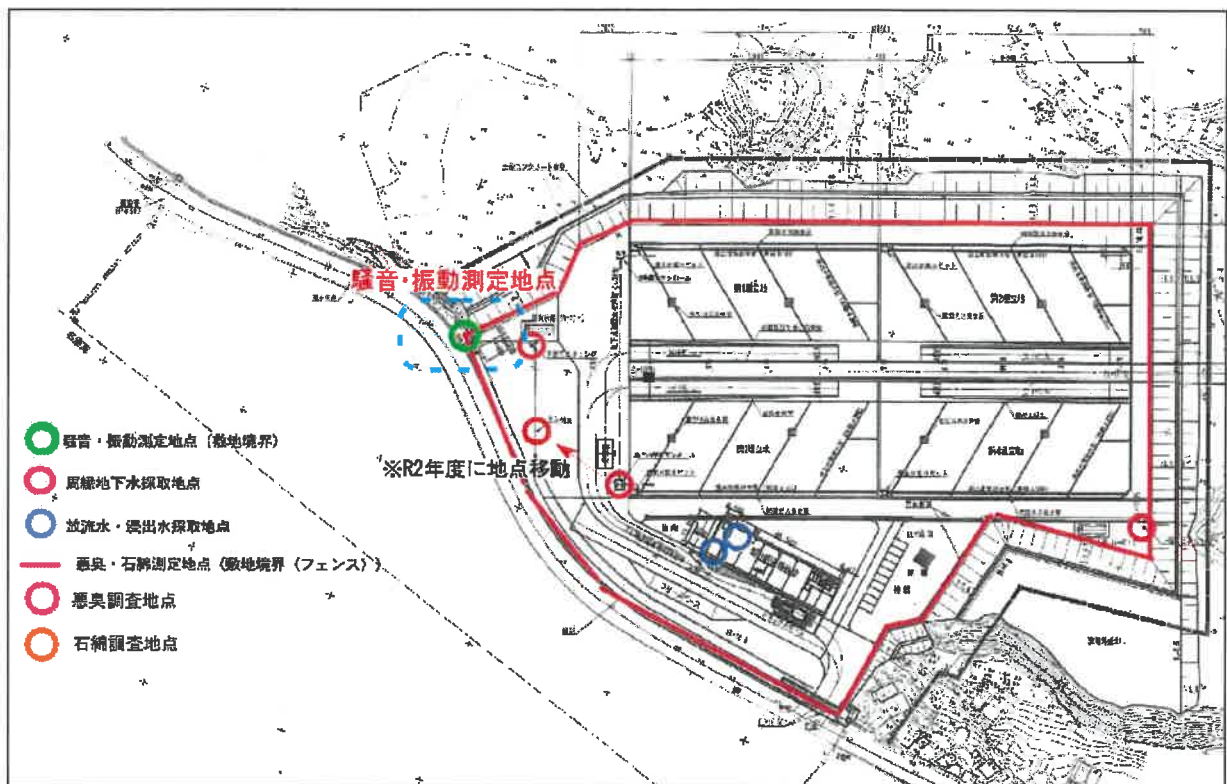


図1-1 調査地点図

## 騒音調査

### 測定方法

騒音の調査は JIS-Z-8731 に定める「環境騒音の表示・測定方法」に準じて行う。測定は普通騒音計 NL-42(リオン株式会社製)を使用。使用条件は動特性「Fast」、周波数補正回路を「A 特性」とし、メモリに 0.2 秒間隔の瞬時値を午前 8 時から午後 7 時まで測定・記録した。測定値は1時間毎に集計し、等価騒音レベル(LAeq)、時間率騒音レベル(L5)を算出し、データを整理した。

なお、対象外と考えられる車両音、突発音等の騒音測定値がある場合は除外し、集計した。

	
騒音計(NL-42)	現場状況
	
測定状況	測定状況

調査結果

調査結果を表 1-1 に示す。

騒音レベル 90%レンジ上端値 ( $L_5$ ) の時間区分最大値は 57dB であった。

等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) は昼間の時間区分で 52dB であった。

表 1-1 騒音調査結果

調査期日：令和4年8月30日

単位：dB

調査地点		安和エコパーク 敷地境界									
時間区分	測定時間帯	時間率騒音レベル					$L_{Aeq}$	$L_{max}$	$L_{min}$	時間区分の最大値	
		$L_5$	$L_{10}$	$L_{50}$	$L_{90}$	$L_{95}$					
昼間	8:00	54.7	54.3	52.2	48.8	47.6	52.3	57	41		
	9:00	57.0	56.3	53.5	50.2	49.4	54.0	61	46		
	10:00	57.1	56.5	54.3	51.9	51.2	54.6	62	48		
	11:00	56.1	55.2	52.4	48.6	47.6	52.9	60	43		
	12:00	52.6	51.9	48.6	44.2	43.1	49.2	56	39		
	13:00	55.7	55.1	52.7	49.5	48.6	53.0	59	45		
	14:00	56.1	55.3	53.0	50.0	49.2	53.4	65	46		$L_5 = 57$
	15:00	55.8	55.2	52.6	50.1	49.5	53.0	59	47		
	16:00	55.1	54.4	51.8	48.5	47.3	52.1	59	39		
	17:00	52.4	51.5	47.3	41.9	40.4	48.4	57	34		
18:00	51.4	50.6	46.6	40.9	39.2	47.5	55	33			
平均/最大/最小		-	-	-	-	-	52	65	33		

## 基準値との比較

当該施設の敷地は、騒音規制法に基づく規制地域指定、騒音に係る環境基準の類型指定のいずれも指定対象外であるが、比較のため相当する各基準を表 1-2、表 1-3 に記載した。

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」で定められた基準値（表 1-2）と、90%レンジ上端値（ $L_5$ ）57dB と比較を行った結果、第 3 種区域の基準値以下であった。

「騒音に係る環境基準」で定められた基準値（表 1-3）と、等価騒音レベル(LAeq)の比較を行った。北側周辺域で鉱山の碎石音、南側周辺で国道 449 号線の車両走行音があることから、騒音レベルが若干高くなると推察されるが、今回の等価騒音レベル(LAeq)は 52dB であり、環境基準を当てはめると A 及び B 類型（55dB 以下）を下回っています。

表 1-2 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

単位: dB

区分	朝	昼間	夕	夜間
第1種区域	40	45	40	40
第2種区域	45	50	45	40
第3種区域	55	60	55	50
第4種区域	60	65	60	55

注1:第1種区域は良好な住居の環境を保全するため静穏の保持を必要とする区域

注2:第2種区域は住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

注3:第3種区域は住居の用にあわせて商業、工場等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

注4:第4種区域は主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

表 1-3 騒音に係る環境基準

単位: dB

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50	40
A及びB	55	45
C	60	50

注1:AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする

注2:Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする

注3:Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする

注4:Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする

## 振動調査

### 測定方法

振動の調査は JIS-Z-8735 に定める「振動レベル測定方法」に準じて行う。測定は振動レベル計 VM-55（リオン株式会社製）を使用。使用条件は振動感覚補正回路「鉛直動特性」とし、メモリに 0.1 秒間隔の瞬時値を午前 8 時から午後 7 時まで測定・記録した。

測定値は 1 時間毎に集計し、時間率振動レベル ( $L_{10}$ ) 及び最大振動レベル ( $L_{max}$ ) を算出し、データを整理した。

なお、対象外と考えられる車両振動、突発振動等の振動測定値がある場合は除外し、集計した。

	
振動計 (VM-55)	現場状況
	
測定状況	測定状況

調査結果

調査結果を表 1-4 に示す。

振動レベル 80%レンジ上端値(L<sub>10</sub>)の時間区分最大値は 22dB であった。

表 1-4 振動調査結果

調査期日：令和4年8月30日

単位：dB

調査地点		安和エコパーク 敷地境界							
時間区分	測定時間帯	時間率振動レベル					L <sub>max</sub>	L <sub>min</sub>	時間区分の最大値
		L <sub>5</sub>	L <sub>10</sub>	L <sub>50</sub>	L <sub>90</sub>	L <sub>95</sub>			
昼間	8:00	22.3	19.8	13.4	11.2	10.5	27.2	7.4	L <sub>10</sub> = 22
	9:00	23.6	21.5	14.3	12.1	11.6	28.3	9.2	
	10:00	16.0	15.5	13.7	12.1	11.7	20.4	9.5	
	11:00	23.4	22.0	14.4	12.1	11.6	26.8	8.4	
	12:00	16.5	13.6	11.0	9.5	9.1	26.3	6.9	
	13:00	23.1	17.5	13.2	11.5	11.1	32.0	9.1	
	14:00	16.0	15.4	13.6	12.0	11.6	21.3	9.1	
	15:00	15.3	14.7	13.1	11.7	11.3	20.0	9.2	
	16:00	16.6	16.0	13.4	10.9	10.0	23.5	6.2	
	17:00	12.3	11.7	9.9	8.5	8.1	22.3	5.8	
18:00	11.8	11.2	9.4	7.9	7.5	16.9	5.3		
最大/最小		-	-	-	-	-	32	5	

※1 25dB未満は測定下限値未満のため、参考値。

## 基準値との比較

当該施設の敷地は、振動規制法に基づく規制地域指定の指定対象外であるが、比較のため相当する各基準を記載した。

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」で定められた基準値（表 1-5）と 80%レンジ上端値(L<sub>10</sub>)22dB の比較を行った結果、第 1 種区域基準値以下であり、基準を満足した。

表 1-5 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

単位：dB

区分	昼間	夜間
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

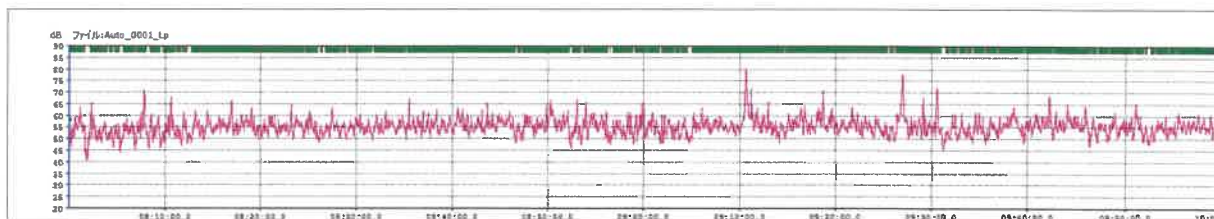
注1:第1種区域は良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

注2:第2種区域は住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

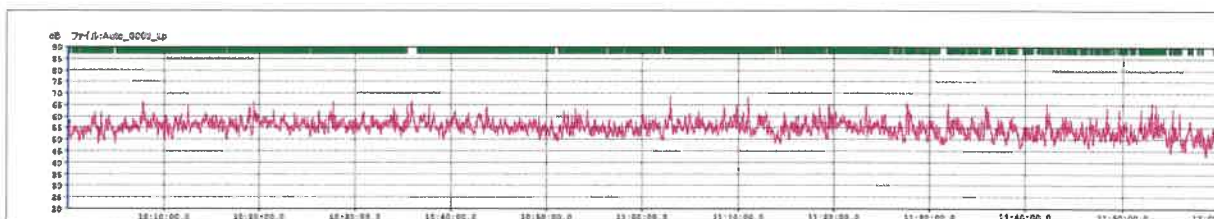


# 騒音記録チャート

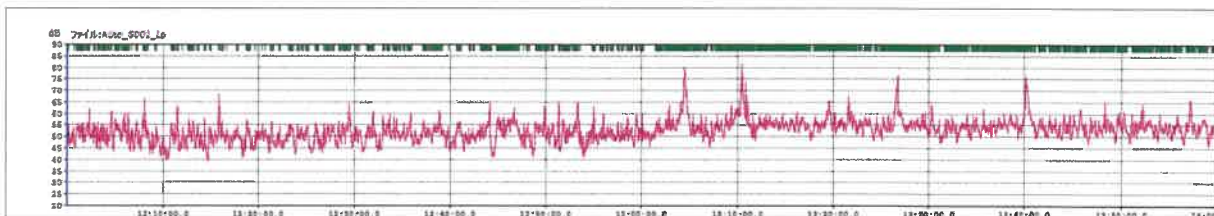
8月30日(火) 8時~10時



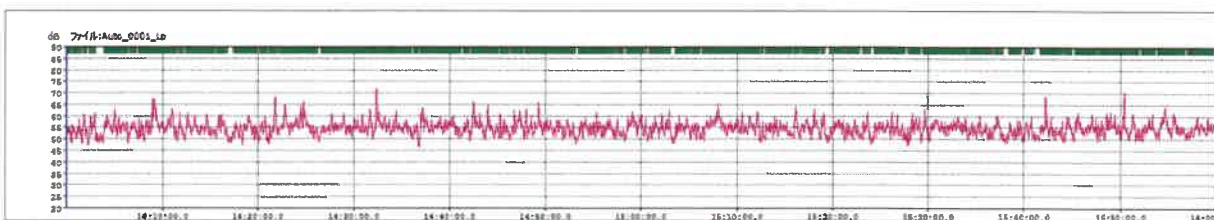
8月30日(火) 10時~12時



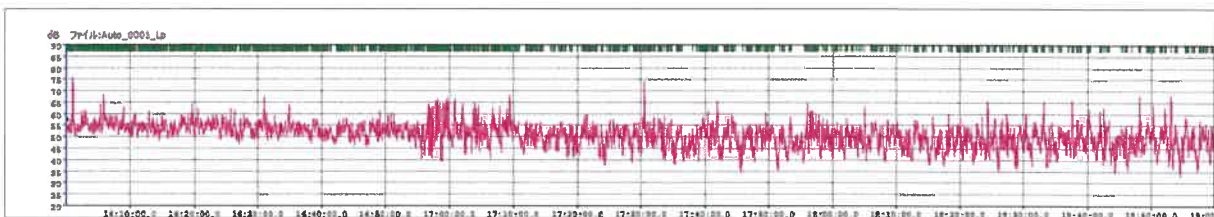
8月30日(火) 12時~14時



8月30日(火) 14時~16時

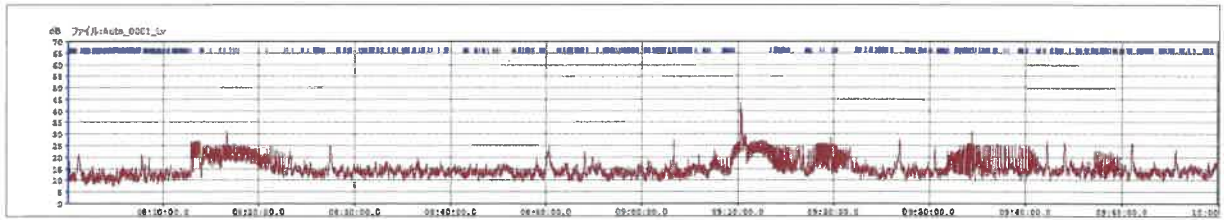


8月30日(火) 16時~19時

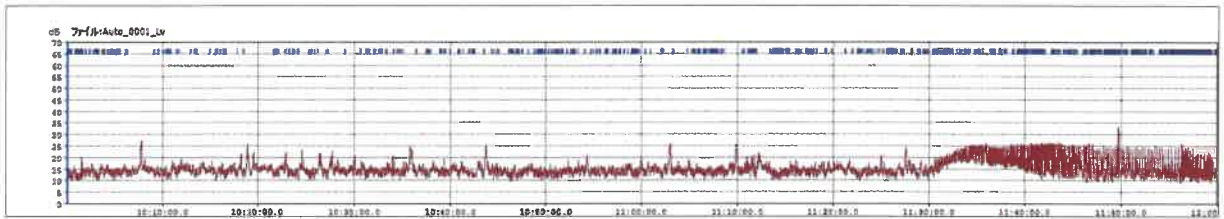


# 振動記録チャート

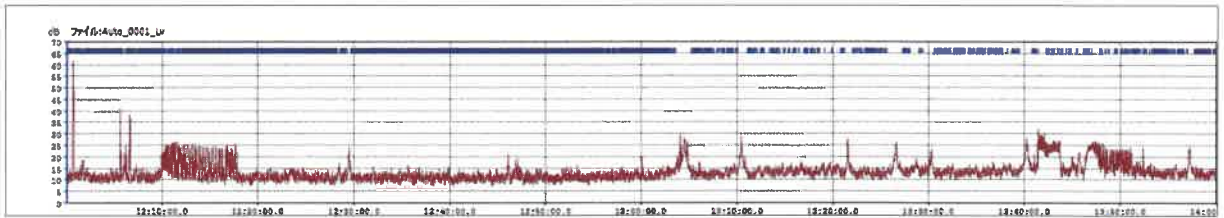
8月30日(火) 8時~10時



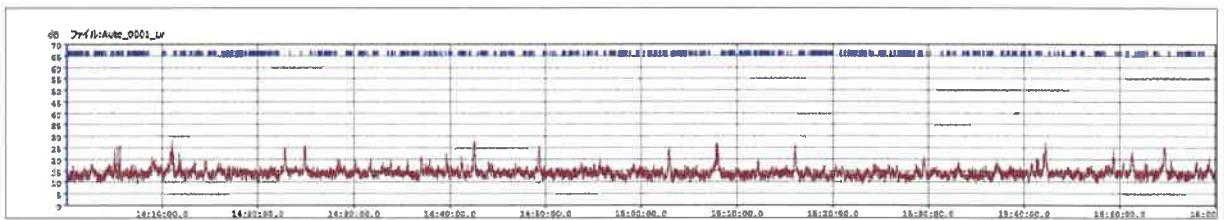
8月30日(火) 10時~12時



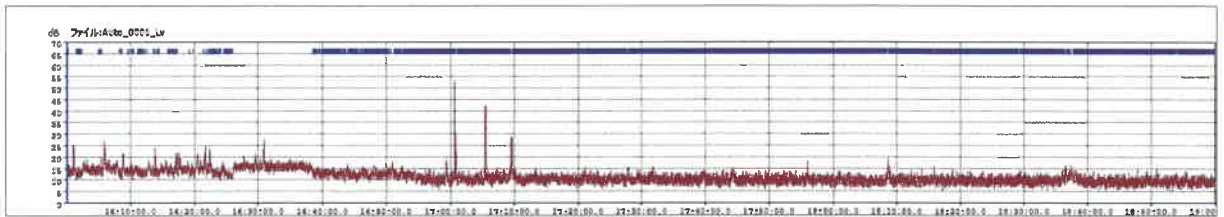
8月30日(火) 12時~14時



8月30日(火) 14時~16時



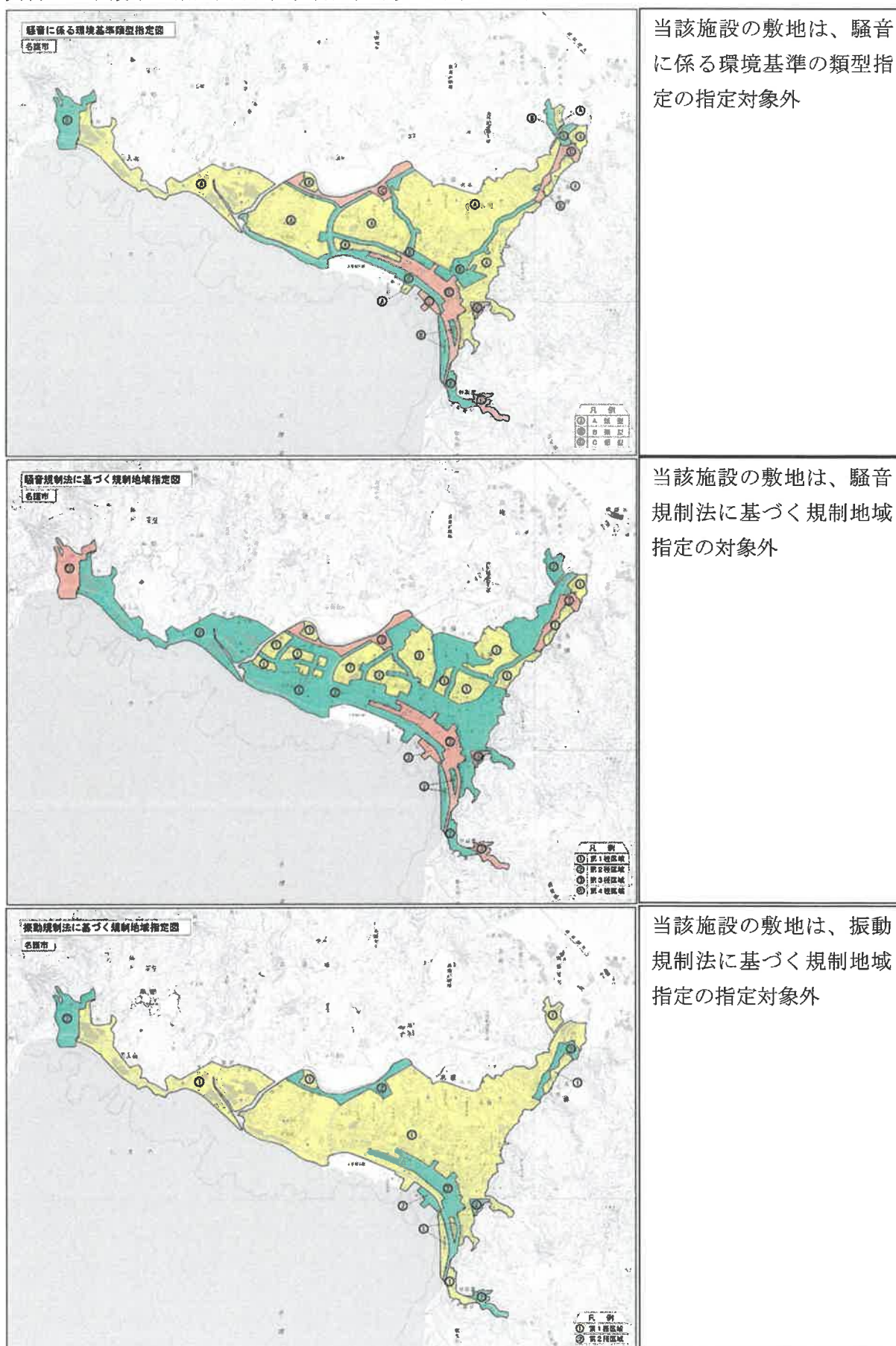
8月30日(火) 16時~19時



振動レベル計検定済証 第 HV-02063 号	
検定日	2021年 12月 9日
製造事業者名	リオン株式会社
型 式	VH-55
型式承認番号	第TW161号
器 物 番 号	00482832
装置ビックアップの種類	庄 電 式
振動ビックアップの器物番号	73823
振動ビックアップの使用条件	分離 (延長コード3~203m使用)
使用周波数範囲	1ヘルツから80ヘルツまで
検定有効期間の満了年月日	2027年 12月 31日
備 考	JIS C1517(2014)適用

騒音計検定済証 第 H-20439 号	
検定日	2021年 12月 9日
種 類	普通騒音計
製造事業者名	リオン株式会社
型 式	NL-42
型式承認番号	第TS163号
器 物 番 号	00584942
マイクロホン番号	I75133
マイクロホンの取用条件	直結または分離 (延長コード2~105m)
校正装置番号	
使用周波数範囲	20ヘルツから8,000ヘルツまで
検定有効期間の満了年月日	2026年 12月 31日
備 考	JIS C1516(2020)適用

資料-1 名護市の指定図(騒音規制法、環境基準、振動規制法)



**騒音・振動・悪臭  
届出のしおり**

令和3年8月改訂版  
沖縄県環境部環境保全課

付表

町村名	区分	区域
本部町	1	本部町の地域のうち、字浦崎、字浜元、字野原、字伊野波、字渡久地、字東、字辺名地、字谷茶、字大浜、字健壁及び字崎本部の各一部
	2	本部町の地域のうち、字浜元、字渡久地、字東、字谷茶、字大浜、字健壁及び字崎本部の各一部
	3	本部町の地域のうち、字渡久地、字谷茶、字大浜及び字崎本部の各一部
北中城村	1	北中城村の地域のうち、字島袋及び字喜舎場の各一部
	2	北中城村の地域のうち、字屋宜原、字瑞慶覧、字安谷屋、字萩道、字大城、字渡口及び字熱田の各一部
南風原町	1	南風原町の地域のうち、字宮平及び字津嘉山の各一部
	2	南風原町の地域のうち、字大名、字宮城、字新川、字本部、字照屋、字喜屋武、字山川、字神里、字与那覇及び字宮平の各一部
中城村	1	中城村の地域のうち、字伊舎堂、字添石、字屋宜及び字当間の各一部
	2	中城村の地域のうち、字泊の一部
西原町	1	西原町の地域のうち、字小波津、字桃原、字安室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字呉屋、字津花波、字小那覇及び字兼久の各一部
	2	西原町の地域のうち、字幸地、字池田、字翁長、字呉屋、字津花波、字小那覇及び字兼久の各一部
	3	西原町の地域のうち、字徳佐田の一部
八重瀬町	1	八重瀬町の地域のうち、字外間、字宜次、字友寄、字小城、字当銘、字高良、字世名城及び字富盛の各一部

第5. 規制基準

1. 特定工場等に係る騒音の規制基準

特定工場等に係る騒音の規制基準は、国が規制基準の範囲を定め、都道府県、又は市がその範囲内で規制基準設定することとされています。県内町村区域における基準は、下表のとおりです。

(単位：デシベル)

区域区分	昼間	朝夕	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後9時まで	午後9時から翌日の 午前6時まで
第1種区域	45	40	40
第2種区域	50	45	40
第3種区域	60	55	50
第4種区域	65	60	55

(注1) 騒音の測定は、工場等の敷地境界線において行う。

(注2) 市における基準にあつては、市が設定している。

[備考] 第2種、第3種及び第4種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50メートルの区域内の規制基準は、この表から5デシベル減じた値とする。

付表

町村名	区分	区域
本部町	1	本部町の地域のうち、字浦崎、字浜元、字野原、字伊野波、字渡久地、字東、字辺名地、字谷茶、字大浜、字健堅及び字崎本部の各一部
	2	本部町の地域のうち、字渡久地、字谷茶、字米須、字大浜及び字崎本部の各一部
北中城村	1	北中城村の地域のうち、字島袋、字喜舎場、字屋宜原、字瑞慶覧、字安谷屋、字荻道、字大城、字渡口及び字熱田の各一部
南風原町	1	南風原町の地域のうち、字大名、字宮城、字新川、字宮平、字本部、字照屋、字喜屋武、字津嘉山、字山川、字神里及び字与那覇の各一部
中城村	1	中城村の地域のうち、字伊舎堂、字添石、字屋宜及び字当間の各一部
	2	中城村の地域のうち、字泊の一部
西原町	1	西原町の地域のうち、字幸地、字池田、字小波津、字桃原、字安室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字呉屋、字津花波、字小橋川、字小那覇及び字兼久の各一部
	2	西原町の地域のうち、字徳佐田の一部
八重瀬町	1	八重瀬町の地域のうち、字外間、字宜次、字友寄、字小城、字当銘、字高良、字世名城及び字富盛の各一部

第5. 規制基準

1. 特定工場等に係る振動の規制基準

特定工場等に係る振動の規制基準は、国が規制基準の範囲を定め、都道府県、又は市がその範囲内で規制基準設定することとされています。県内町村区域における基準は、下表のとおりです。

	昼 間 〔 午前8時から 午後7時まで 〕	夜 間 〔 午後7時から 翌日の午前8時まで 〕
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル


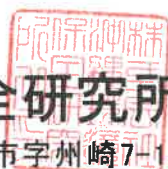

(注1) 振動の測定は、工場等の敷地境界線において行う。

(注2) 市における基準にあつては、別途、市が設定している。

〔備考〕 第1種及び第2種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50メートルの区域内の規制基準は、この表から5デシベル減じた値とする。

令和4年10月3日

沖縄県環境整備センター株式会社 御中

 株式会社 **沖縄環境保全研究所**  
〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎7-11  
TEL(098)934-7020(代) FAX(098)934-7021  
臭気判定士 新垣 渚   
(登録番号 第4675A号) 

## 臭気測定結果報告書

今般、測定依頼を受けました測定結果は下記のとおりであることを報告いたします。

### 記

1. 測定の対象： 臭気
2. 測定年月日： 令和4年8月30日
3. 測定地点： 名護市字安和2045番1 沖縄県環境整備センター(株)最終処分場  
「安和エコパーク」 敷地境界
4. 測定の方法： 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法：環境庁告示63号平成7年9月13日  
臭気強度：6段階臭気強度表示法「臭気の嗅覚測定法」((社)におい・かおり環境協会)
5. 測定の結果： 表1-1のとおり



調査日時

令和4年8月30日(火)10:13~10:32

測定地点

沖縄県環境整備センター株式会社 最終処分場「安和エコパーク」  
調査位置図を図1-1に示す。



図 1-1 調査位置図

## 1) 試料採取方法

試料の採取は気象条件を考慮し、敷地境界線からおおむね 10m 以内の地点の地上 2m 以内において、風上、風下（最も臭気の強い地点）の 2 地点で試料採取ポンプ直接採取法で試料を採取した。



## 2) 採取した試料の測定方法

臭気の測定は「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(環境庁告示 63 号)」に準じて、あらかじめ選定したパネルによって行った。

測定項目	測定方法
臭気指数 臭気濃度	三点比較式臭袋法 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」 環境庁告示 63 号平成 7 年 9 月 13 日
臭気強度	6 段階臭気強度表示法「臭気の嗅覚測定法」



### 3) 調査結果

悪臭測定結果を表 1-1 に、現地測定結果を表 1-2 に示す。試料採取地点及び風向風速を図 1-1 に示す。

表 1-1 悪臭測定結果

測定地点	臭気指数	臭気濃度	6段階臭気強度	1号基準(敷地境界) A区域
敷地境界(風上)	10未満	10未満	0.5	15 (臭気指数)
敷地境界(風下)	10未満	10未満	0.0	

※当該施設は悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)第 3 条で定める「規制地域」に該当しない地域である。

表 1-2 現地測定結果

測定地点	採取時刻	天気	気温(°C)	湿度(%)	風向	風速(m/s)
敷地境界(風上)	10:32	曇	33.5	60	北	1.0
敷地境界(風下)	10:13	曇	33.5	61	北東	0.7

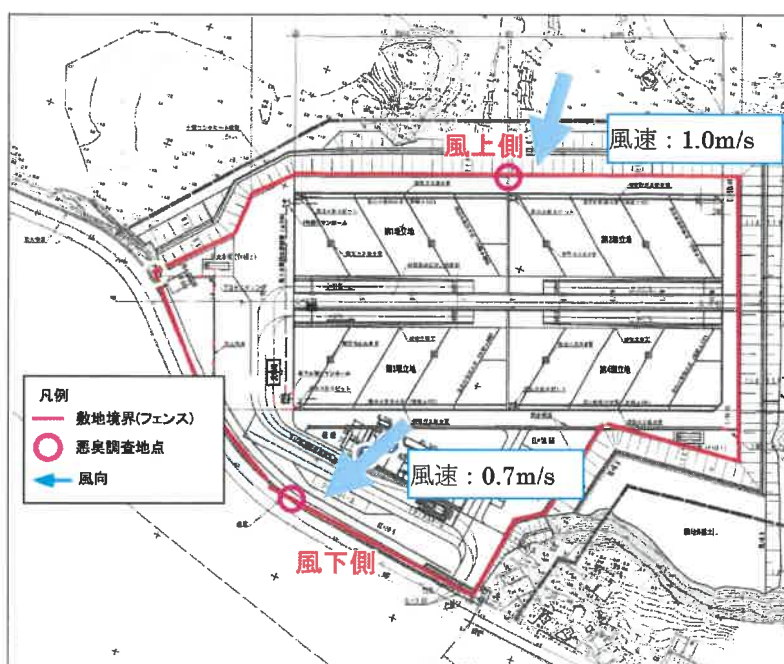


図 1-1 試料採取地点及び風向風速

#### 4) 基準との比較

当該施設は名護市字安和に位置しており、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条で定める「規制地域」に該当しない地域である。比較の為「騒音・振動・悪臭の届出のしおり」(令和3年8月改定版沖縄県環境部環境保全課)で示された基準値と当該施設の臭気指数のA区域(臭気指数許容限度15)の基準値との比較を行った。その結果、全ての地点で基準値を満足した。

表 1-3 基準との比較

測定地点	臭気指数	1号基準(敷地境界) A区域	判定
敷地境界(風上)	10未満	15 (臭気指数)	○
敷地境界(風下)	10未満		

資料-1 測定データ(臭気指数及び臭気濃度)

1.臭気指数及び臭気濃度

試料名: 敷地境界(風上)

原試料注入量		300		
希釈倍数		10(M)		
パネル	A	×	×	×
	B	○	○	×
	C	×	○	×
	D	○	×	×
	E	×	○	○
	F	×	○	×
正解(○)数		7		
不正解(×)数		11		
正解率(正解数/18)		0.39		

○:正解 1.00  
×:不正解 0.00

$$Y=10\log M+10(r1-0.58)/(r1-r0)$$

Y: 臭気指数

M: 当初希釈倍数

r1: 当初希釈倍数に係る平均正解率

r0: 当初希釈倍数を10倍したときの平均正解率

$$r1 = \frac{1.00 \times 7 + 0.00 \times 11}{18} = 0.39$$

臭気指数 Y= 10未満  
臭気濃度 C= 10未満

2.臭気強度

	臭気強度	平均	臭気強度
パネル	A	0	0.25
	B	+	
	C	0	
	D	1	
	E	0	
	F	0	
		0.5	

※参考

6段階臭気強度	
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値)
2	何のにおいかかわかる弱い臭い(認知閾値)
2.5	
3	楽に感知できる臭い
3.5	
4	強い臭い
5	強烈な臭い

敷地境界線の規制基準設定の範囲

1.各測定結果の最大の値と最小の値をそれぞれひとつずつ除く

2.残りの判定値を平均する

3.残りの平均値の小数点以下の数値が

0.25以上0.75未満の場合はまるめて0.5とする

0.75以上0.25未満の場合はまるめて正数とする

1.臭気指数及び臭気濃度

試料名: 敷地境界(風下)

原試料注入量		300		
希釈倍数		10(M)		
パネル	A	○	×	×
	B	○	×	○
	C	×	×	×
	D	○	○	×
	E	×	○	×
	F	×	×	○
正解(○)数		7		
不正解(×)数		11		
正解率(正解数/18)		0.39		

○:正解 1.00  
 ×:不正解 0.00

$$Y=10\log M+10(r1-0.58)/(r1-r0)$$

Y:臭気指数  
 M:当初希釈倍数  
 r1:当初希釈倍数に係る平均正解率  
 r0:当初希釈倍数を10倍したときの平均正解率

$$r1 = \frac{1.00 \times 7 + 0.00 \times 11}{18} = 0.39$$

臭気指数 Y= 10未満  
 臭気濃度 C= 10未満

2.臭気強度

		臭気強度	平均	臭気強度
パネル	A	0	0.00	0.0
	B	0		
	C	1		
	D	0		
	E	0		
	F	0		

※参考

6段階臭気強度	
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値)
2	何のにおいかかわかる弱い臭い(認知閾値)
2.5	楽に感知できる臭い
3	
3.5	強い臭い
4	
5	

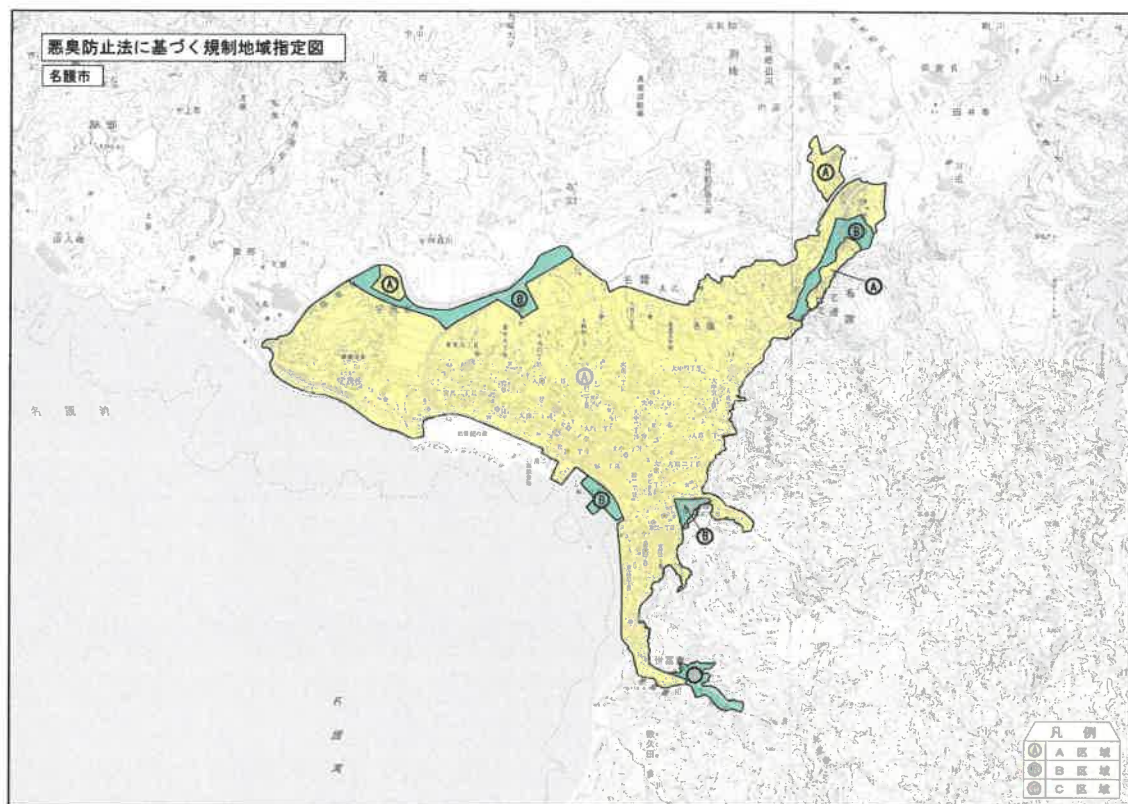
敷地境界線の規制基準設定の範囲

- 各測定結果の最大の値と最小の値をそれぞれひとつずつ除く
- 残りの判定値を平均する
- 残りの平均値の小数点以下の数値が
  - 0.25以上0.75未満の場合はまるめて0.5とする
  - 0.75以上0.25未満の場合はまるめて正数とする

資料-2 悪臭防止法に基づく規制地域指定図

当該施設は名護市字安和に位置しており、悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条で定める「規制地域」に該当しない地域である。

下図に、名護市の規制地域指定図を示した。



騒音・振動・悪臭  
届出のしおり

令和3年8月改訂版  
沖縄県環境部環境保全課



悪臭規制地域の指定状況

県内町村の規制地域の指定状況は、下表のとおりとなっています。

町村名	規制基準の種類	区分	区域	備考
本部町	特定悪臭物質	A	宇崎本部、宇健堅、宇大浜、宇谷茶、宇辺名地、宇渡久地、宇東、宇伊野波、宇浜元、宇浦崎、宇豊原、宇山川、宇石川及び宇備瀬の各一部	地域を表した図面は県環境保全課ホームページの悪臭防止法に基づく規定地域を参照。
		B	宇崎本部及び宇谷茶の各一部	
読谷村	臭気指数	A	第1種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域	
		B	準工業地域	
北谷町	臭気指数	A	第1種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域	
		B	準工業地域	
北中城村	特定悪臭物質	A	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 宇島袋、宇喜舎場、宇瑞慶覧、宇屋宜原、宇安谷屋、宇渡口、宇熱田、宇荻道及び宇大城の各一部	
中城村	臭気指数	A	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域	
		B	字泊509の2	
		C	字当間及び宇屋宜の各一部	
西原町	特定悪臭物質	A	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 近隣商業地域 宇幸地、宇池田、宇小波津、宇桃原、宇安室、宇与那城、宇我謝、宇翁長、宇上原、宇呉屋、宇津花波、宇小橋川、宇小那覇及び宇兼久の各一部 県道38号線沿いの一部	
		B	準工業地域、工業専用地域	
与那原町	臭気指数	A	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域	
		B	準工業地域、工業地域	
		C	A区域及びB区域を除く与那原町の全域	

南風原町	臭気指数	A	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 準住居地域、近隣商業地域 字宮平、字津嘉山、字与那覇、字宮城、字大名、字新川、字本部、字喜屋武、字照屋、字神里及び字山川の各一部	地域を表した図面は県環境保全課ホームページの悪臭防止法に基づく規定地域を参照。
		B	準工業地域、工業地域	
		C	字宮平、字兼城、字本部、字喜屋武、字照屋、字津嘉山、字山川及び字神里の各一部	
八重瀬町	臭気指数	A	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域、近隣商業地域 字外間、字宜次、字友寄、字小城、字当銘、字志多伯、字高良、字世名城、字富盛、字具志頭、字玻名城、字安里、字与座、字仲座、字港川及び字長毛の各一部	
		B	字東風平、字伊覇、字上田原、字屋宜原、字富盛、字世名城、字高良、字志多伯、字当銘、字小城、字宜次、字友寄、字新城、字後原及び字仲座の各一部	
		C	A区域及びB区域を除く八重瀬町の区域	
嘉手納町	臭気指数	A	第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 字屋良、字嘉手納及び字久得の各一部	
		B	工業地域 字久得の一部	
東村	臭気指数	A	字有銘、字慶佐次及び字平良の全部 字川田、字宮城及び字高江の各一部	
恩納村	臭気指数	A	字喜瀬武原、字安富祖、字瀬良垣、字南恩納、字谷茶及び字山田の各一部	

この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定に定められた地域のことをいう。

## 2. 臭気指数規制

事業場から排出される悪臭原因物の排出形態には次の3つがあり、規制基準はそれぞれの形態ごとに定めることになっています。

ア. 悪臭原因物である気体で事業場から排出されるものの敷地境界線の地表における規制基準（1号基準）

敷地境界線における臭気指数に係る規制基準は表-4のとおりとなっています。

表-4 臭気指数の規制基準

区分	A区域	B区域	C区域
許容限度（臭気指数）	15	18	21